

# 豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市上下水道事業広告掲載要綱（令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、豊川市上下水道事業が管理する公用車（以下「車両」という。）へのラッピング広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 車両に掲載することができる広告は、要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告の色彩等)

第3条 車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和をそこなうもの
- (5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

(広告の規格等)

第4条 車両に掲載する広告の規格及び貼付箇所は、別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、市長が別に定める。

- 2 前項において、掲載期間の末日から3か月前までに掲載を継続する旨の申し出があった場合は、その期間を延長することができる。
- 3 前項の延長は、3回を上限とする。ただし、新たな申し込みがない場合はこの限りではない。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報とよかわ、豊川市ホームページ等により、その都度期間を定めて募集する。なお、募集期間内に募集枠を満たさない場合又は広告掲載枠に空きがでた場合は、随時受け付けるものとする。

(広告掲載対象事業者の要件)

第7条 広告掲載の対象とする事業者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 市税等の滞納がないこと。

（広告掲載の申込手続等）

第8条 車両への広告掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 広告原稿（案）

(2) 会社概要（パンフレットなど会社の概要がわかるもの）

(3) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納のないことを証明する書類

（広告掲載の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、要綱第6条に定める豊川市上下水道事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の意見を聴取し、豊川市上下水道事業広告掲載基準に基づいて審査して当該広告の掲載の可否を決定するものとする。ただし、審査委員会を開催することが出来ない場合等、市長が特に認める場合は、審査委員会の意見を聴取することなく掲載の可否を決定することができる。

2 前項の場合において、申込者が当該広告掲載の募集数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

第2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

3 前項の規定により同順位の申込者の数が、広告掲載の車両台数を超えるときは、先着順により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対しその結果ならびに掲載内容、条件等について、豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知する。

（広告掲載料）

第10条 広告掲載料は、市長が別に定める。

2 前条第4項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（費用負担等）

第11条 広告の作成費用、車両への掲載費用及び掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用は、広告主が負担しなければならない。

2 掲載された広告が破損したとき、又は経年劣化に係る修復が必要となったときは、その修復に要する費用は広告主の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合を除き、その原因が市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担とする。

3 広告主が車両の塗装及び構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が費用を負担して原状を回復しなければならない。

（広告物の作成等）

第12条 広告主は、広告の掲載及び撤去を行う場合は豊川市上下水道事業の業務に支障のないよう豊川市と協議の上、日程及び工程等を決定し期日までに施工しなければならない。

（広告内容等の変更）

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告主の届出義務）

第14条 広告主は、車両広告の掲載内容に変更があった場合には、豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載内容変更届（様式第4号）により、変更を希望する日の30日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し等）

第15条 市長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに車両への広告が掲載されないとき。
- (3) 広告主から第17条第2項の届け出があったとき。
- (4) 広告の内容等が変更され、広告掲載基準に反している場合又はそのおそ

れがある場合であって、市長が必要と認めるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないとき市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載取消等通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第16条 前条第1項各号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償を請求することができる。

2 広告掲載に起因して発生した事故等については、市は一切の責任を負わないものとし、広告主は当該事故等の解決のため、誠実な対応をしなければならない。

（広告掲載の取り下げ）

第17条 広告主は、自己の都合により車両への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載取下届（様式第6号）により、広告掲載の取り下げを希望する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第18条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する場合は、広告掲載料を日割り計算し、広告を掲載できなかった日数分を還付するものとする。この場合において、還付する広告掲載料には利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市上下水道事業車両ラッピング広告掲載料還付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、車両への広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要領は、令和5年11月1日より施行する。